

第 23 期第 2 回（令和 7 年度第 2 回）

山口県日本海海区

漁業調整委員会議事録

令和 7 年 6 月 13 日

山口県日本海海区漁業調整委員会

第23期第2回（令和7年度第2回）山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和7年6月13日（金） 午後1時20分から
- 2 開催場所 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 中島 均
- 4 開催通知を
発した日 令和7年6月9日（月）
- 5 通知した項目
 - （1）議題
 - 第1号議案 沖建網漁業の操業制限について（委員会指示更新）
 - 第2号議案 まだい稚魚の採捕の制限について（委員会指示更新）
 - 第3号議案 曲建網漁業の漁具及び漁法の制限について（委員会指示更新）
 - 第4号議案 夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法の制限について（委員会指示更新）
 - 第5号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
 - 第6号議案 特定水産資源（まさば及びごまさば対馬暖流系群、ぶり）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
 - 第7号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）
 - （2）その他（報告事項）
 - 報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度通常総会の結果について
 - 報告事項イ さんまに関する令和7管理年度における漁獲可能量変更に伴う目安数量の変更について
 - 報告事項ウ 「まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止」の委員会指示について
 - 報告事項エ 「油谷湾におけるすくい網漁業の禁止」の委員会指示について
- 6 出席者
（委員：15名）
中島 均、南野 市治、若林 敏江、仁保 宣誠、西島 正明、濱谷 正、
宇都宮 康彦、中村 裕、河野 敏春、一木 清久、益田 雅和、水津 和弘、
梶本 久繁、阪井 章二、黒川 裕希

(県及び事務局)

水産振興課

生産振興班

漁業調整取締班

下関水産振興局

萩・長門農林水産事務所

事務局

課長

主査

主任

主査

主任

技師

主査

主査

事務局長

書記

書記

向井 秀

吉田 剛

國森 拓也

枝廣 直樹

石田 健太

大谷 拓也

神尾 豊

岡本 悟

魚津 勝

竹川 陽菜

藤井 玲光

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 沖建網漁業の操業制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 まだい稚魚の採捕の制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

指示の有効期間を1年間とし、委員会指示を更新することを決定した。

第3号議案 曲建網漁業の漁具及び漁法の制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第4号議案 夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法の制限について
（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第5号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第6号議案 特定水産資源（まさば及びごまさば対馬暖流系群、ぶり）に関する
令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第7号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度通常総会の結果について
事務局から報告を受けた。

報告事項イ さんまに関する令和7管理年度における漁獲可能量変更に伴う目
安数量の変更について
水産振興課から報告を受けた。

報告事項ウ 「まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに
係る遊漁案内行為の禁止」の委員会指示について
事務局から報告を受けた。

報告事項エ 「油谷湾におけるすくい網漁業の禁止」の委員会指示について
事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

魚津事務局長 定刻より少し前ですけれども皆さんお揃いですので、ただ今から、
第23期第2回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。
本日は委員定数15名のうち、15名全員の委員様にご出席いただい
ておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立してお
りますことを申し上げます。
それでは、開会にあたりまして、中島会長から御挨拶をお願いいた
します。

中島会長 どうも大変お疲れ様です。お忙しい中、ご参加いただきまして、ど
うもありがとうございます。

5月12日の全漁調連の総会におきましては大変お疲れ様でした。ま
た、当日表彰を受けました若林委員さん、大変おめでとうござい
ます。改めてお祝いを申し上げます。

それでは、第23期になりまして、我々の実質的な協議は今日からス
タートという風に考えています。今日は委員会指示の更新等色々ござ

いますので、慎重の上の審議をよろしく願いいたします。

それと合わせまして、新たに委員になられた方の研修が今日あるということで、私も受けさせてもらおうかなと思っております。時間があって興味のある方はまた出ていただければと私からもお願いいたします、挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

魚津事務局長 ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は中島会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

中島会長

はい。それでは議事に入ります前に、議事録署名人を指名したいと思います。今回は河野委員さん、黒川委員さんをお願いしたいと思いますが、よろしいですか。河野さんよろしいですか。もう順番でいっていますので、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。第1号議案から第4号議案までにつきましては、現行の委員会指示の更新ということでありますので、まず内容を一括して事務局の方から説明をしてもらい、その後、個別に審議を行いたいと思います。そういう形で進めていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方、説明をお願いいたします。

竹川書記

事務局の竹川です。着座にて説明させていただきます。

それでは資料の1ページ、第1号議案「沖建網漁業の操業制限について」から説明させていただきます。

本委員会指示については、平成22年まで「阿武荻沖合の操業制限に係る指示」と「山口県外海全域の時間制限に係る指示」の2つの委員会指示を発出していました。平成22年6月の委員会において、2つの委員会指示を一本化することについて審議し、有効期間を3年間とした沖建網の操業制限に係る現委員会指示を発出しました。以降、3年毎に委員会指示を更新しています。

では一本化される前の2つの委員会指示について、ご説明いたします。ページ中段をご確認ください。

まず、阿武荻沖合の建網漁業の操業制限についてです。昭和30年代頃に三見・大島地区を中心に、沖建網漁業と釣・延縄漁業との漁場競合が起きたことから、昭和41年の代表者会議にて、暫定的に1年間の協定が締結されました。協定締結後は操業トラブルも解消したことから、有効期間を3年とする自主協定が締結されました。昭

和 45 年に、協定内容のうち漁具制限及び時間制限については、委員会指示で担保することを決定し、以後、委員会指示を発出してきました。当時の委員会指示の内容は、資料 2 ページ中段をご確認ください。

次に沖建網漁業の操業制限についてです。

委員会指示の歴史については昭和 59 年頃、ヒラメ目的の沖建網にテグス網が使用され始め、他種漁業との漁場競合と資源上の問題が生じたことから、委員会指示を発出しました。委員会指示の内容は、資料 3 ページにありますように、漁具の制限、漁具の標識、操業時間の制限です。平成元年以降は、漁具の制限及び漁具の標識が許可の制限又は条件で担保されたことから、操業時間の制限のみが委員会指示の内容となっております。当時の委員会指示の内容は、資料 4 ページをご確認ください。

今年は更新にあたる年であることから、4 月 16 日付けで県漁協はぎ統括支店及び長門統括支店より会長あてに、資料 4 ページのとおり要望書が提出されています。委員会指示案については、次のページをご確認ください。

では続きまして、資料 8 ページの第 2 号議案「まだい稚魚の採捕の制限について」、ご説明いたします。

昭和 53 年に下関外海において養殖用種苗として 100 万尾を超えるまだい稚魚が採捕されたことで、昭和 54 年に原則として全長 11 センチメートル以下のまだいを養殖用種苗として採捕することが禁止されました。昭和 61 年の委員会において、採捕の上限を 30 万尾とし、向こう 5 年を目処に養殖用種苗の採捕を取り止めることを決定しました。まだい稚魚の採捕数量は、平成元年を最後に採捕の実態がなくなったことから、委員会指示の採捕承認の規定を削除しました。一方で資源管理の強化の取り組みの中で、平成 5 年から全長 15 センチメートル以下のまだいの再放流の自主規制が開始されました。

平成 9 年の委員会において、委員会指示と自主規制の整合性を図るべきとの意見が出され、平成 10 年の委員会において規制を強化し全長 15 センチメートル以下のまだいの採捕を禁止する指示の発出を決定しました。それ以後、委員会指示を継続しています。委員会指示案は、次のページをご確認ください。

それでは続きまして、第 3 号議案「曲建網漁業の漁具及び漁法の制限について」、ご説明いたします。資料 10 ページをご確認ください。

昭和 41 年の委員会において、曲建網が操業を休止又は移動する際に道網を残しておくことが、他の漁業の操業に支障が生じているとの意見が出され、曲建網漁業の休止及び漁場の移動のために本網を取り除く場合は、道網もともに取り除かなければならないという委員会指示の発出を決定しました。

昭和 48 年 2 月には、曲建網漁業の漁具が定義付けられ、 同年 7 月

には網丈 4.3 メートルを超える建網の承認に関連して、曲建網漁業も委員会承認制とすることを決定しました。

昭和 51 年には、曲建網漁業の委員会承認の手続きを廃止することが決定しましたが、曲建網漁業の規制内容は関係者に周知する必要があることから、新たに「曲建網漁業の漁具及び漁法の制限」として委員会指示を発出しました。

平成 13 年までは 1 年更新でしたが、以後は 3 年更新となっています。委員会指示案は資料の 11 ページをご確認ください。

それでは続きまして、資料の 12 ページ、第 4 号議案「夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法の禁止について」、ご説明いたします。

委員会指示の経緯につきましては、昭和 43 年の委員会にて、ウェットスーツ、キャップランプ及びハンドランプを使用してウニ、サザエ等の採捕の取り扱いについて審議され、委員会指示の発出を決定しています。内容は、ウニ、サザエ等第 1 種共同漁業権の内容物となりうる水産動植物を夜間潜水して採捕することを禁止するものです。指示の有効期間については、1 年間となっています。

その後、昭和 44 年の委員会において、禁止漁法を「夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法」に改正し、昭和 59 年には表現を現在の形に改正し、現在に至っています。

平成 13 年までは、指示期間は 1 年でしたが、以後 3 年に改正し、3 年ごとに委員会指示を更新しています。委員会指示案は資料の 13 ページをご確認ください。

長くなりましたが、説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

中島会長

では、今一括して説明がありましたけれども、第 1 号議案から第 4 号議案まで、審議は議案ごとに参りたいと思います。

まず、第 1 号議案「沖建網漁業の操業制限について」の委員会指示の更新につきまして、何かご意見ございましょうか。

中身はですね、二島ぐりと沖のくりの制限と、建網漁業の時間制限ということになろうかと思います。具体的に申し上げますと、資料 7 ページの委員会指示の内容のところで、沖建網漁業は午前 8 時から午後 2 時までの間は営んではならないと、昼間は操業しちゃいけない。但し、二島ぐりと沖のくりにつきましては、以前からの協定がありますので、その時間帯でやりますよ、という内容になっています。

ご意見等ございませんでしょうか。

なお、県漁協の萩統括支店と長門統括支店の方から要望ということで文書が出されています。これは問題ないですね、南野さん。

南野副会長

はい。

中島会長 何か意見ございませんでしょうか。意見・質問、よろしいですか。

委員一同 (質問・意見なし)

中島会長 そしたら、委員会指示を更新するということで進めたいと思います。
よろしく願いいたします。

次に、第2号議案「まだい稚魚の採捕の制限について」、委員会指示
更新ということで事務局から提案がありました。

質問、意見等はございませんでしょうか。

委員一同 (質問・意見なし)

中島会長 ちょっと私の方からよろしいですか。9ページに委員会指示の案が
出されています。先ほどの説明にもありましたけれども、指示する内
容は、採捕の制限といたしまして、全長15センチメートル以下のまだ
いは、養殖用種苗として採捕してはならないと。現在、養殖用種苗と
してまだいを採捕することはまずないと思いますが、いかがでしょう
か。

まだい養殖は県内ではもうほとんどやってないんですけれども、や
っているところも、今は人工種苗を使っていますので、実態はないの
ではないかと思います。但し、経過の中で説明がありましたように、
8ページ(4)、平成5年8月から全長15センチメートル以下のまだ
いの再放流を自主規制でやっている関連もあるかなと思います。まず、
養殖種苗としての実態はないということでご確認願えますかね。よろ
しいですかね。はい。じゃあ、そういう中で、事務局として何か今の
件についてご意見があればお伺いしたいと思いますが。

枝廣書記 水産振興課の枝廣と申します。こちらに座っていますけれども、事
務局の立場で発言をさせていただきます。今中島会長からお話あり
ましたとおり、この委員会指示は当初、昭和50年代には100万尾を超
えるようなまだいの稚魚が捕られていたということで、委員会指示の
必要性が議論されてきたと思うんですけれども、今となってはこの委
員会指示の必要性が薄れてきているというようなご意見なのかなと思
います。

本日、委員の皆さんがもうこの委員会指示必要ないということであ
れば、この場でご承認いただければ、今の委員会指示の有効期間が今
月末まででございますので、その今月末をもって廃止ということも可
能ですし、あるいは、この場で判断するというよりかはもう少し検討
した方がいいんじゃないかというようなご意見であれば、例えば、こ

れまで3年で更新してきておりますけれども、今回は1年で更新をして、県と言いますか事務局になると言えますけれども、事務局の方で委員会指示の必要性をもう少し検討してみて、来年のこの委員会でご説明をした上で、改めて委員さんに委員会指示を更新するかどうか検討していただくと、そういった方法もあろうかと思っておりますので、ご審議いただければと思います。

中島会長

はい、ありがとうございます。今、事務局の方からの提案は、実態に応じてもうこれで廃止してしまいますよというのが1案、第2案として、まだ他のところもちょっと調べてみた方がいいんじゃないかと。有効期間を3年から1年にして、この1年間かけてもう少し検討した上でその存続を検討、決定するというのが第2案であらうかと思えます。

その点につきまして、皆さん、何か意見ございませんでしょうか。
仁保さん、いかがですか。

仁保委員

消極的だけど、1年間様子を見る、2案がいいのではないのでしょうか。

中島会長

第2案ですか。他に第1案じゃないとダメだっていうような方はいらっしゃいますか。じゃあ、15センチメートルの自主規制もありますので、その自主規制がどういう風になってるのか、また、これを、委員会指示を廃止することによって何か問題があっちゃいけないので、その辺の検討を事務局の方をお願いするということで、1年間で更新するというところでよろしいですか。

委員一同

はい。

中島会長

ありがとうございます。では、この委員会指示につきましては、事務局提案が3年のところ、1年間の有効期間として指示を発出するということで進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、第3号議案「曲建網漁業の漁具及び漁法の制限について」、先ほど説明があったとおりですけれども、現状建網は4.3メートルを超えるものはこの曲建網だけだろうと思えますけれども、この件につきましてご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

黒川委員

黒川ですが、中身に関する事ではないのですが、11ページの指示案の(1)のアのところで、(…含む)で括弧閉じになっていて、括弧の中に“。”をつける文面のような気がするのですが。ただですね、他のところを見ると、(…含む)は山口県の場合、“。”をつけないという運

用、他の後の山口県資源管理方針の改正とかのとも（…含む）は“。”をつけていないです。これは山口県のローカルルールがあるのかどうかとか、その辺どういう意識付けで“。”をつけてないのか、もしわかれば。

中島会長 事務局、いかがです。

枝廣書記 水産振興課の枝廣です。また事務局の立場で発言させていただきま
すけれども、正直なところ、句読点のところまで検討しているかどう
かっていうところですね、指示発出がかなり古いというようなこと
もございまして、すいません、ちょっと回答にならないですね。

またちょっと改めて“。”の必要性を検討した上で、委員会指示をこ
の内容で発出するかどうかについては、こちらでご審議をいただいて、
後の“。”の部分については事務局に一任をしていただければと思いま
す。すいません、よろしくお願いいたします。

中島会長 よろしいですか。

黒川委員 はい。県の条例とかと整合性が取れれば。それが主旨なので。ど
ちらでも構いません。

中島会長 しかし、“。”つくわな。この時代のものじゃない。

黒川委員 おっしゃるとおり、もしかしたら時代かもわかんない。法律も時代
によってちょっと変わっていたりしてるんですね。

中島会長 他にありませんでしょうか。今、曲建網やっているのは長門地区…
角島は今やっていますかね。

阪井委員 1 隻やっています。

中島会長 長門地区はまだやっていると。阿武・萩地区はどうですか。大島
がやっているのかな。

濱谷委員 見島はやっている。長門管内に3 隻いる。

中島会長 そうですね。他にありませんでしょうか。

それでは、「曲建網漁業の漁具及び漁法の制限について」、委員会指
示を3 年間で更新するということでよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

中島会長 ありがとうございます。では、委員会指示更新ということでいきたいと思います。

それと、すいません、ちょっと付帯として、黒川委員さんの方から話がありました、(…含む) の辺りに句読点つけるのかどうか、これはもう事務局の方に一任したいと思います。よろしいですか。

委員一同 (異議なし)

中島会長 はい。じゃあ、よろしくお願いいたします。

それでは次に、第4号議案「夜間潜水して水産動植物を採捕する漁法の制限について」を審議いたします。質問・意見等はございませんか。

委員一同 (質問・意見なし)

中島会長 よろしいですかね。それでは、従前のおりで3年間、「夜間潜水して水産動植物の採捕する漁法の制限について」の委員会指示を更新するというので進めます。よろしくお願いいたします。

では次に、第5号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

藤井書記 事務局の藤井です。資料の14ページをお開きください。

第5号議案について、令和7年6月3日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。内容は水産振興課から説明をお願いします。

國森主任 はい。水産振興課生産振興班の國森と申します。座って説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。

本県の資源管理をどのようにやっていくかというものをですね、この山口県資源管理方針というものに定めております。今回はその一部改正ということで審議いただきたいと思います。

内容につきましては、2番のところですが、まず大きく2つありまして、まず1つ目、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について修正がございまして、修正の中身につきましては、国の資源評価においてですね、「ごまさば東シナ海系群」と今まで呼んでいたものを「ごまさば対馬暖流系群」と呼び名が変更になりましたということでございまして、この背景としましては、この国の資源評価としまして、国が魚の調査を色々やっておるんですけれども、まさばとごま

さばはほぼ同じような生息域で一体となって管理をやっているということもありまして、この度統一をするということになりましたので、この新たに「まさば及びごまさば対馬暖流系群」ということで対馬暖流系群にまとめた名前に変更させていただくということです。

では2つ目はぶりにつきましてです。こちらはですね、今回新たに、TAC 魚種にぶりが加わるということになりましたので、その旨を追加したいということでございます。

令和6年3月に開催されたステークホルダー会合において、水産庁による TAC にぶりを指定、設定するといった旨の取りまとめがなされて、令和7年4月から TAC の対象魚種となりました。山口県は7月からぶりの TAC 管理を開始する予定となっております。ぶりの資源管理、またステップアップ管理については後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

下に行っていただいて、3番の特定水産資源以外の削除ということで、今までぶりは TAC 魚種ではありませんでしたけれども、資源管理方針の中に入ってます、別紙3-13 というところに書かれておったんですけれども、TAC 魚種は別紙1に位置付けるということになっておりますので、この別紙3の部分を削除して、新たに、別紙1-12になりますけれども、こちらに追加をさせていただくということで、別紙3の当該部分を削除するということにさせていただきたいと思います。

では、1枚めくっていただいて、16ページをご覧ください。

こちらが先ほどぶりのところで申しましたステップアップ管理についてなんですけれども、新たに TAC 魚種になった、あるいはなる魚種については、導入当初はですね、緩い管理と言いますか、柔軟な運用としまして、ここからステップ1、ステップ2で、ステップ3で本格的な TAC 管理になるといったステップアップという形を取っております。で、今回はステップ1が始まるということでございます。ステップ1につきまして、TAC 報告の義務化ということで、事業者の方にはぶりの漁獲量の報告が義務化されるということでございます。

その他、行政といたしましては、この TAC 報告の状況の確認や情報収集体制の確立というのをこのステップ1の間にやっていくということになっておりまして、この進捗がある程度目処がついた段階でステップ2に行きまして、さらに色々な問題を解決しつつ、最終的にステップ3の本格的な TAC 管理といった流れになっておりまして、最短で3年間で想定しているということになっております。

次のページ、17ページをご覧ください。ぶりはですね、今まで TAC 魚種になっているさばやあじと違いまして、海域ごとの管理というものを行わず、全国一本の管理を行うということになっておりまして、ただし、日本全国でやはり漁期等は違いまして、それを1つの期間で

管理するというのは難しいと予想されますので、全国をAグループ、Bグループの2つに分けて、それぞれの管理期間でステップアップ管理をするという方式を取っております。

この日本地図にありますグレーの薄い色で塗ってある部分がAグループの都道府県、黒色で塗ってある部分はBグループの都道府県になっておりまして、山口県はこのBグループになっております。

Aグループは4月から3月までの管理で、Bグループは7月から6月までの管理といったグループになっておりまして、全体のシェアでいきますと、Aグループが16.6%、Bグループが83.4%ぐらいの量のバランスといったことになっております。

で、次のページ、18ページ、19ページをご覧ください。

これが今、これまでの漁獲統計で得られている数字にはなるんですが、ぶりの漁獲量の全国のシェア等を示したものになります。

18ページがAグループ、19ページがBグループの表になってまして、山口県は19ページ、Bグループの真ん中よりちょっと下ぐらいのところにありまして、山口県の漁獲シェアは1.57%ぐらいになっているということで、漁獲量については、平均で、令和1年から5年の平均で1,687トンぐらいいうことになっておりまして、漁獲量が多い順番に並べた時に、上位8割を占める県については数量明示になるといった可能性が出てきますけれども、山口県はそれには該当せず、この帯がついている、色がついている県につきましては、この上位8割の県、あるいは、大中まきということになっているということで、山口県は今のところ厳格な数量管理が求められる数量明示県にはならない見込みといったことになります。

次のページ、20ページから23ページまでが漁業者向けの説明資料になっておりまして、TAC管理をぶりが行われると決めて決まった後ですね、各地をこの資料を基に説明に回ってきたところでございます。

簡単に内容を申し上げますと、TACとはどういうものかということと、ステップは先ほど説明しましたステップアップ管理がどういうものになっているかということ、それから、最後のまとめとしまして、今は国全体で10.1万トンが示されていまして、令和5年の全国の漁獲量8.8万トンということで、1万3,000トンほど余裕があります。ということで、直ちにこの漁獲量が制限されるようなこと、見通しは今のところないのかなということも説明させていただいたところです。

24ページ以降は、実際にこの資源管理方針をどのように改正するかということで、さばについては変更箇所アンダーラインを引かせていただいています。

26ページについてはTAC新規ということで、これを追加しますということ。27ページの3-13については、これを削除しますということになります。

で、これらを新旧表にまとめたものが 28 から 34 ページまでになっております。

説明については以上です。審議のほど、お願いいたします。

中島会長

はい。説明ありがとうございました。今説明がありました資源管理方針、ちょっとわかりにくいところがあるんですけども、4月の第1回の委員会で、当時の資源管理方針、これはお配りしてますので、また目を通していただければと思います。

で、その中で2点ほど改正をするということですけども、質問・意見等はございませんでしょうか。

1点目のさばの方はね、名称っていうか、言い方が変わるだけでなんら問題ないんですけど、ぶり TAC に入るということでステップ1ですけども、今後、最終的には漁獲制限もかかってくるということもございます。当面1年間は、外海側は、漁業者の皆さん、具体的にやる作業はないよね。

國森主任

電子報告が対応している、例えば萩市場、仙崎市場、特牛市場等に出荷される場合は、自動的に県がデータを得ることができますので、特に漁業者にデータをとっていただくということはないです。

中島会長

そういう状況ですけども、どうぞ。

仁保委員

素人的に申し訳ないけど、どのサイズでもぶり TAC になるの？

國森主任

そうです。もじゃこややず等、どのサイズでも全部標準和名ぶりということで含まれます。

中島会長

これはトンだったよね、尾数じゃないから。
他にありませんか。

委員一同

(質問・意見なし)

中島会長

よろしいですか。はい。じゃあ、「山口県資源管理方針の一部改正について」、2か所の改正ですけども、これは委員会として問題がないということで県の方に回答したいと思います。

よろしいですか。ありがとうございます。じゃあ、そういう形で決定させていただきます。

次に、続きまして、第6号議案「特定水産資源（まさば及びごまさば対馬暖流系群、ぶり）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」、事務局から説明をお願いします。

藤井書記

事務局の藤井です。資料の 35 ページをお開きください。

第 6 号議案について、令和 7 年 6 月 3 日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。内容は水産振興課から説明をお願いします。

國森主任

生産振興班の國森です。引き続き説明させていただきます。座って説明させていただきます。資料 36 ページをご覧ください。

特定水産資源に関する漁獲可能量についてということで、先ほど資源管理方針についてお話ししましたが、今回は具体的に TAC の量をですね、何トン獲るかといったところを承認いただきたいということです。

TAC の配分のイメージということで色々ございますけれども、資源評価、国が資源評価等を行いまして、国全体ので何トン獲っていいかというのをまず定めます。それから、大臣管理区分を都道府県等に国から配分を行った後、県はその配分量の中から県内にどのように配分するかといったルールを決めるといったことになっております。

今回はですね、管理期間が 7 月から 6 月末になる資源、特定資源ということで、先ほど説明しましたさば類と今回新しく加わるぶりについて数量を説明したいと思います。

37 ページをご覧ください。具体的な数字については、さば類が 2,600 トン、そのうち中型まき網に 8 割を配分するということになっておりますので、中型まき網に 2,600 トンの 8 割ということで 2,080 トン、その他の漁業についてはその残りということで数量配分という形にさせていただきます。

ぶりにつきましては、10 万 1 千トンの内数ということになっております。これは、ステップ 1 の段階では各県への配分というのは行わず、全国一本で管理をするということになっておりますので、山口県で何トンということではなく、全国で 10 万 1 千トンということですので、山口県の区分としてはその内数といった形になっております。2 つ目については以上です。

では 3 つ目の付帯決議といたしまして、追加の配分、融通等により漁獲可能量が増加した場合の漁業調整委員会の事後報告についてということで、この漁獲可能量が設定されておるんですけども、全国の獲れ具合等に対応するために国があらかじめ留保枠というのを持っていて、この留保枠はそれぞれ全国の獲り具合によって多く獲れすぎているところには追加で配分をする等の措置がされるわけなんですけれども、このような場合、または枠を消化しきれなくて余っているような都道府県から枠を融通してもらうといったことも可能です。

こういったことをやってですね、山口県の漁獲可能量が増加をした

場合において、本来であればこの海区委員会で、数を増やしてよろしいですかという諮問を行うといったことが必要なんですけれども、それをやると、皆さん集まっていたいてまた会をやらないといけないということで、時間が非常にかかってしまって、必要な時に間に合わなくて漁獲量をオーバーしてしまうといった懸念がありますので、増える場合に限っては、こちらの方で先に手続きをさせていただいて、委員会に対しては事後報告をさせていただきたいというのが今回の付帯決議でございます。

またですね、38 ページをご覧ください。これはさば類に限っての話なんですけれども、さば類の管理期間が7月から6月末になっておりまして、ちょうどこの5月、6月というのが中型まき網でさば類がたくさん獲れる時期に重なっております。そうすると、この漁期の末に先ほど申し上げた追加配分等をもらうように動くわけなんですけれども、その時にルールとしまして、配分量の8割を中型まき網に配分するというルールになっておりますので、追加配分で例えば1,000 トンもらっても800 トンしか本来であれば中型まき網に配分することができないと。ただ、実際に経験したその逼迫具合としましては、中型まき網の他の区分は余っているんだけど、中型まき網は逼迫するといったことがありましたので、特別なルールとしまして、このその他漁業が逼迫していない場合、具体的には消化率が8割を超えていないような状況においては、中型まき網の方に追加配分の10割全てを配分できるようなルールとして、実際に皆さんが操業を停止することないような形を取らせていただきたいというのが2点目でございます。説明は以上です。

39 ページ以降がこの漁獲可能量を公表案になっておりまして、40 ページが国からの通達でさばが2,600 トン書いてあるもの、42 ページがぶり10万1千トンの内数といった数字になっております。43 ページが、全国と山口県のさば類の漁獲枠とその消化率を一覧にしたものであります。令和7年の山口県の配分に2,600 トンとなっております、令和6管理年度まだ終わってないので集計できてないんですけど、今のところおよそ1,500 トンぐらいということで、3,000 トンの枠がある中で、まだ1500 トンぐらいの余裕があるといった状況です。ということなので、2,600 トン当初にあればですね、近年の漁獲を鑑みればほぼほぼ足りるのかなといった状況ではありますけれども、追加配分の機会というのがさばは結構ありますので、必要に応じて求めていくといった形を取らせていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどお願いします。

中島会長

はい、ありがとうございます。

37 ページ、最後、ちょっとお開き願いたいんですけれども、令和7

管理年度につきましては、国の方からさばについては2,600トンの提供があったと。その2,600トンをどういう風にやるかをここで決めまして、知事公示の方に、なんていうかな、委員会として承認するかという話なんですけれども、まず、中型まき網に8割をオンするというのは、これはもう先ほど審議しました資源管理方針の方で決まっております。

ですから、それに従って2,600トンを分け、中型まき網には2,080トン、その他は現行水準と。それから、ぶりにつきましては、先ほど説明がありましたように、今年枠付けというのはありませんので、全国の枠の中での一部ということで公示するという案です。

これについて質問等ございませんでしょうか。

濱谷委員 TACにね、一本釣りは除外してもらいたいんだけどね。

中島会長 水産振興課、いかがですか。

國森主任 全国のどの漁法で獲ろうとも、TACから逃れることはできないです。

濱谷委員 だけど、山口県だけじゃろ、日本全体で漁やるっていうのは。他のところは大敷とかまき網が獲るんじゃろ。長崎県の壱岐からこの萩までの間が一本釣りとかなんかで獲るだけで、他のところはみな大敷やまき網がやるんやろ。それらとTACをやったら、一本釣りはみな泣くようになるよ。

國森主任 現時点ではですね。漁業種類別の枠というのありませんので、全国一本でやるということですので、まずは一本釣りであろうと、今みたいなことを全て報告するということになっています。

濱谷委員 なら遊漁船が獲ったのは？

國森主任 遊漁船はですね、今のところ報告をこのTACとは別の法律のもとで報告するようにはなってます。

濱谷委員 今、遊漁船が何杯も来てから、汐まきでも来てから一本釣りよりもようけ釣って帰るよ。ぶりがらひらまさでも大きなものも。

國森主任 本来であればですね、当然日本として漁獲量を把握しなければいけないので、遊漁で獲ったものについてもこのTACに組み込んでいくというのは必要だと思いますので、それは水産庁と県も認識がありますので、今後進めていくことになると思います。

濱谷委員 油谷の一本釣り連合会の方で、国の TAC の一本釣りの場合は除外してもらえんやろかっていう意見があったからね。

中島会長 はっきり言ってですね、一本釣りの除外という方法はないと思うんですよ。だから、その管理をどういう風にやっていくか、そのところだろうと思います。

で、特に、またこれ県の方に私からもお願いしたいんですけど、これ、定置っていうのはやっぱりなかなか制限できないんですよ。また入ったら出さないといけない。だから、くろまぐろはね、世界的な管理をやってますのである程度しょうがないんでしょうけれども、ぶりについてはある程度柔軟な対応というか、そういうのができればなと。

濱谷委員 私もそれを願いたいんです、柔軟な対応。まぐろも世界的のあれやからね、管理になってるからしょうがないけど、日本だけじゃろ。

だから、よその国らはやってないんだけど、日本だけがやるってんだからね、そこんとこ、一本釣りを保護するためにもね。

だから、全国的に TAC やって、東北でようけぶり揚がって、山口県の枠がなくなったら、一本釣りの人間はとってもうダメじゃ。

だから一本釣りは除外してもらいたいっていうのが、一本釣りの意見ですけどね。

中島会長 除外というのは難しいんですけど、そこを山口県に何トンか、もしかしたら数量で来ないかもしれない、今の水揚げ量じゃ。

だから現行水準という形でいきますので、数量の規定は今の漁獲量では入らない。ただ、今後の水揚げが上がって、8割の中に入れば数量が割り当てられるということになる。

濱谷委員 となったら、大敷とかまき網がようけ獲って枠がなくなったら、一本釣り獲ってもダメってことになるからね。そこは懸念されるところ。

國森主任 もしそういう問題が生じる可能性があればですね、漁業種類ごとに枠を取るっていった方法もありますので、例えば一本釣りを保護するという目的であれば、その一本釣りの枠をあらかじめ確保して、あとはたくさん獲る方式であるとか、まき網であるとかっていう風に区分をして、そのそれぞれ必要な漁業種類に配分するといった方法がありますので、実際にそういった管理をする段階になればですね、その辺ちゃんと意見を聞いてですね、皆さんの操業がなるべく滞らないようにですね、やらせていただきたいと思います。

- 中島会長 それと濱谷さん、1点だけ定置じゃかなり獲っています。
ただ、まき網は今ないね。いや、まき網というか、中型まき網は。
- 國森主任 全くないということはないが、混獲で入ることがあるだろうと。その割り当てをどうするかというのは、今後の課題ですが。
- 濱谷委員 ぶりが今北海道あたりも獲れるようになったからね、全国的に大敷とかそのまき網が獲り出したらね。
- 中島会長 確かに、大中型まき網、農林水産大臣の許可の大型船はかなりの量獲っています。
- 濱谷委員 それは、長崎県の平戸のまき網なんか日本全国回るんだから、そういうのがようけ獲っちゃるけえ。
- 中島会長 資料の18ページ、19ページをちょっとご覧ください。19ページのですね、これ、今までの5年間の実績なんですけど、19ページの1番上に大中型まき網っていうのがあります。
だから、ここで大中型まき網は2万2千トンほど5年間の平均で獲っているというのは実際にあります。
よろしいですかね。はい。それと、先ほどの議論の方に戻りますけれども、こういう公示をやるということと、もう1つは、付帯決議として、急遽積み上がり、他県等から譲り受けた時は、先ほどのルールに従って委員会の報告、委員会にかけてやるべきところを急ぐのでこのルールに従ってやって事後報告をやるということで、この件についても意見ございませんでしょうか。
- 委員一同 (質問・意見なし)
- 中島会長 よろしいですか。じゃあ、県の方から諮問がありました「特定水産資源の知事管理漁獲可能量について」の諮問については、問題ない旨答申するということでよろしいでしょうか。
- 委員一同 (異議なし)
- 中島会長 はい、ありがとうございます。じゃあ、諮問どおりでお返しすることによっていきたいと思います。
それでは次に、第7号議案「新規の許可又は起業の認可および許可の有効期間について」事務局から説明をお願いいたします。

藤井書記

事務局の藤井です。資料の 44 ページをご覧ください。

第 7 号議案について、令和 7 年 5 月 21 日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。内容は水産振興課から説明をお願いします。

大谷技師

水産振興課の大谷です。座って説明させていただきます。

お手元資料の 45 ページをご覧ください。新規の許可または起業の認可をするときは、制限措置や申請期間を定め、公示しなければならないとしております。本日は、県内許可に関するもの 1 件についてご説明させていただきます。

まず 1 番、制限措置等というところですが、小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）、こちら野波瀬支店から要望が出ているものになります。

許可または起業の認可の船舶の数は 1 隻、船舶の総トン数は 5 トン未満、推進機関の馬力数は 48 キロワット（15 馬力以下）、操業区域については後ほど説明いたします。漁業の時期に関しましては、1 月 1 日から 12 月 31 日まで、漁業を営む者の資格として、山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者のうち、小型機船底びき網手繰第一種（山口県外海を操業区域とする小手繰網）及び小型機船底びき網手繰第二種（下関許容海域、油谷湾許容海域及び萩湾許容海域を操業区域とするえびこぎ網）の許可を有しない者としております。

2 番目、許可または起業の認可をすべき期間としましては、令和 7 年 6 月 14 日から令和 7 年 7 月 13 日までの 1 カ月としております。

3 番、許可の有効期間としましては、許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日とするとしております。

次に、46 ページ、47 ページをお開きください。46 ページの方には、操業区域の参考図を載せております。47 ページにつきましては、許可の条件を参考に載せております。ご覧いただければと思います。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

中島会長

はい、ありがとうございます。要は、漁業法の改正がありまして、新規の許可を出す時は海区委員会の了解がいるということになっておりまして、そのルールに従って諮問があったということです。

従来からこの仙崎湾には小型底びきの許可がありまして、ここに新たに 1 統の許可を出したいということですね。

で、これ、地元調整の方はどうなんですかね。南野さん、河野さん、なんか別にこれは、問題は。

南野副会長 これ、別に問題ないんで、一応こっちとしては許可を出すことに了解している。

中島会長 そうですか。わかりました。じゃあ、地元調整はついてるということです。
 何か質問、意見等はございませんでしょうか。

委員一同 (質問・意見なし)

中島会長 よろしいですか、はい。じゃあ、新しい、新規の許可について、問題ないということで、委員会として答申するということでよろしいですか。

委員一同 (異議なし)

中島会長 はい、ありがとうございます。はい、じゃあ、次に、これで議題は全て終了いたしましたけれども、報告事項に移ります。
 まず、報告事項ア「全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度通常総会の結果について」、事務局より報告をお願いします。

枝廣書記 はい、水産振興課の枝廣です。事務局として説明をさせていただきます。

 資料が48ページ、49ページになります。先月の5月12日に、全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会が山口市のグランドホテルの方で開催されております。

 出席者ですけれども、来賓としまして、水産庁の管理調整課中村室長、元水産庁長官で東京水産振興会の長谷理事、また全国の海区委員会の会長、委員、事務局職員、当日本海区からは15名全員ご出席いただいているというところでございます。総勢で121名の出席でございます。

 で、4番の議題及び結果ですけれども、皆さんご出席ですのでご承知のとおりですけれども、令和6年度事業報告書、収支決算書及び予算書の承認について、原案どおりで承認されております。

 第2号議案、令和7年度事業計画書案及び収支予算書案の承認についてこちらも原案どおりで承認されております。

 第3号議案、協議事項としまして、中央要望活動ですけれども、こちらはご覧の7項目を国の方に要望していくということで、承認されております。

 第4号議案、次期通常総会の開催地につきましては、東京で開催するということが決定しております。

第5号議案、役員選出についてですけれども、原案どおり新たな役員が選出されておまして、この全漁調連の会長としまして当海区の中島会長が、今後2年間ですね、務めていただくということで選出されてございます。

次に、5番、表彰ですけれども、委員歴10年以上の委員9名、事務局職員歴10年以上の事務局職員1名が表彰をされておまして、当海区の若林委員も表彰されているというところでございます。

6番の講演ですけれども、東京水産振興会の長谷理事の方から、「これからの海区漁業調整委員会について」をテーマに講演がなされております。

7番、視察ですけれども、翌日5月13日には、防府の市場におけまして、当海区中島会長から施設概要等の説明が行われたほか、道の駅防府しおさい市場と防府天満宮の視察が行われております。

報告は以上です。

中島会長 はい、ありがとうございます。何か質問等ございますでしょうか。

委員一同 (質問・意見なし)

中島会長 皆さん出席されておったんで、よろしいですかね。

じゃあ次の報告事項イ「さんまに関する令和7管理年度における目標数量の変更について」、事務局、じゃない、水産振興課、よろしくお願いします。

國森主任 水産振興課の國森です。説明させていただきます。50ページをご覧ください。

さんまに関する令和7管理年度における目安数量の変更についてということで、さんまについては、日本国内だけではなくて、国際的に資源管理を行っている魚種でございます。

その中で、令和7年3月に国際会議であります、北太平洋漁業委員会(NPFC)の第9回年次会合が行われまして、その中で、さんまの資源があまりよくない状況が続いているので、少し漁獲量を減らしましょうということになりまして、日本全体のTACが、昨年の時点では11万トンあったものが、1割程度減らされて9.5万トンほどに変更がなされました。

その結果としまして、山口県の漁獲可能量は、下の表のとおり、現行水準の目安数量50トン未満から、現行水準の目安10トン未満というふうに変更になりましたので、報告をしますということです。山口県の漁獲可能量自体は現行水準のままですので、先ほどの議案には載せず報告事項といったことにさせていただいております。

お隣の 51 ページが、その旨国から来た通知でございます。

次の 52 ページ、こちらが山口県の漁獲量の推移ということで真ん中の列を見ていただくと、近年 10 トンを超えた実績はございませんで、仮に目安が 10 トン未満と今、減らされたと言っても、近年の漁獲が続くのであれば特段問題はないのかなというふうに考えております。

報告は以上です。

中島会長 はい、何か質問ございましょうか。さんまはないでしょうか。

委員一同 (質問・意見なし)

中島会長 よろしいですか。

じゃあ次に、報告事項ウ「『まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止』について」、事務局より報告をお願いいたします。

竹川書記 事務局の竹川です。座って説明させていただきます。

報告事項ウ「『まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為の禁止』の委員会指示について」、本委員会指示は今回更新しないこととなりましたので、ご説明いたします。資料 53 ページをご覧ください。

まず概要からご説明させていただきます。八里ヶ瀬漁場利用調整協議会では、見島北方の八里ヶ瀬海域におけるまぐろまきえづりに係る漁場利用協定を締結しています。本委員会指示は、当該海域におけるまぐろまきえづりを承認制とするもので、毎年更新しています。

しかしながら近年、操業者の減少が著しく、規制開始当初のような遊漁者・漁業者との調整問題が発生するような状況ではないことから、委員会指示の必要性が希薄化しました。先週 6 月 6 日に開催された協議会にて、現況を踏まえて委員会指示の要望について議論された結果、協定は継続、但し更新要望は見送ることが決定されました。

委員会指示発出の経緯につきまして、ご説明いたします。ページ中段をご確認ください。

平成 2 年頃、八里ヶ瀬周辺で大型くろまぐろを釣る遊漁が活発化し、当該遊漁は、船舶を固定して大量のまきえをするとともに道糸を数百メートル流すことから、漁場荒廃の懸念や、漁場占拠による漁業者との操業調整の問題が発生しました。

平成 6 年、漁業者や遊漁者等が八里ヶ瀬の円滑な漁場利用を図ることを目的として、協議会が設立され、協定が締結されました。本協定が円滑に履行されるよう、協議会から当委員会に対してまぐろまきえづりの承認制度化に係る要望がなされ、当該要望に沿った委員会指示

を発出しています。現在は毎年委員会指示を更新し、申請者に対してまぐろまきえぶりの承認を実施しています。

では次に委員会指示の必要性の議論につきまして、ご説明いたします。次ページをご確認ください。

グラフにもありますように、操業実態が著しく減少しトラブルも無い中、協議会では平成 30 年頃から委員会指示更新の必要性をたびたび議論してきました。

その一環として、承認受有者へのアンケート調査を実施したところ、令和 4 から 6 年の操業実績は 2 隻に留まること、近年はまきえぶりによるクロマグロの採捕実績はゼロであることが判明しました。また、近年、くろまぐろを採捕する遊漁者の公的規制が強化されており、こうした背景を踏まえ、先週 6 月 6 日の協議会で、委員会指示更新の要望は見送ることが決定されました。

今後については、委員会指示は今月末の有効期間満了をもって廃止されます。委員会指示の廃止により、再び問題が生じ、協議会から要望書が提出された場合には、再度、委員会指示の発出を検討いたします。

説明は以上です。

中島会長

何か質問ございましょうか。

見島の中村委員さん、もう実態はほとんどないんでしょうね、この報告のとおり。

中村委員

うちもあんまりこのまぐろの商売にあんまり携わってないけど、昔は何尾か釣れたけどね。

中島会長

釣れたのはこの八里ヶ瀬海域のまきえぶりじゃなくて他のところでございますよね。

中村委員

他のところで、メーター魚を釣るね。まきえぶりは全然ダメみたいなね。

仁保委員

まぐろもいすぎて、まきえの特定な漁法で釣るような時代じゃなくなったのかな。

中島会長

それとご覧のとおり、今説明ありました遊漁者の方もかなり規制がね、1 人 1 月 1 尾というような規制もかかっていますので、大きな問題ないのかなと思います。

仁保委員

ここでも全然この何年で、まぐろは全然なかったからね。

中島会長

はい、ありがとうございます。続きまして、報告事項エ「『油谷湾におけるすくい網漁業の禁止』の委員会指示について」、事務局より説明をお願いいたします。

竹川書記

事務局の竹川です。座って説明させていただきます。

報告事項エ「『油谷湾におけるすくい網漁業の禁止』の委員会指示」につきまして、本委員会指示も今回更新しないこととなりましたので、ご説明いたします。資料 64 ページをご覧ください。

1 番 概要からご説明します。油谷湾漁業開発協議会では、湾内の漁業調整問題に対処するため、自主規制としてすくい網漁業の操業を制限しています。本委員会指示は協議会からの要望に基づき、1 から 3 月の湾内のすくい網漁業の自主規制を公的に担保するもので、3 年毎に更新しています。

しかしながら近年、規制開始当初のような調整問題が発生する状況ではないことから、委員会指示の必要性が希薄化しました。本年 4 月 15 日に開催された協議会にて、現況を踏まえて委員会指示の要望について議論された結果、1 から 3 月の操業制限は自主規制とし、更新要望は見送ることが決定しました。

委員会指示発出から更新見送りまでの経緯につきまして、ご説明いたします。

昭和 35 年、油谷湾へ他地区のすくい網が大挙として押し寄せる等の問題が発生したことから、湾内におけるすくい網漁業を 1 月から 3 月まで禁止する、自主規制を取り決めました。

昭和 44 年、協議会から委員会へ、当該自主規制を委員会指示により公的に担保するよう要望があり、当委員会で審議した結果、要望どおり委員会指示を発出しました。

一部内容の訂正を経て、委員会指示が定着したことから、昭和 60 年に指示の有効期間を 1 年から 3 年へ変更し、3 年ごとに委員会指示を更新してきました。

本年 4 月、資料 66 ページのグラフ及び表のとおり、すくい網漁船が著しく減少している現状を踏まえ、協議会で協議された結果、1 から 3 月の操業制限は自主規制とし、委員会指示の更新要望は見送ることが決定しました。

今後については、委員会指示は今月末の有効期間満了をもって廃止されます。委員会指示の廃止により、再び問題が生じ、協議会から要望書が提出された場合には、再度、委員会指示の発出を検討いたします。

説明は以上です。

中島会長

はい、ありがとうございました。

トラブルがなくなったってことはいいことなんですけど、このすくい網がね、これだけ漁業勢力が落ちたってやっぱ寂しい話であるんですが、地元の濱谷さん何か補足ございませんか。

濱谷委員

漁も少なくなったし、漁で獲れる量が減ったってことですよね。だから、それでいいんじゃないかという話でした。

中島会長

他に質問等はございませんか。

委員一同

(質問・意見なし)

中島会長

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の議題すべて終了いたしました。この機会です。何か他に何でも結構ですので、何かございましたらお受けしたいと思いますが。

委員一同

(質問・意見なし)

中島会長

よろしいですか。お疲れ様です。

それでは以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

(14:31 終了)

上記のとおり第23期第2回(令和7年度第2回)山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和7年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人